令和元年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和元年第7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

1 招集公示 令和元年7月 5日(金)

2 招集通知日 令和元年7月 5日(金)

3 招集日時 令和元年7月16日(火)午後1時30分

招集場所 須賀川市役所大会議室 A·B 4

5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(5名)

議席		議席		議席		議席	
番号	氏 名						
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方春夫
9	矢部 由隆	1 0	髙橋 純一	1 1	小林 伸二	1 2	大河原一英
1 3	吉田誠次郎	1 4	西間木幸男	1 5	安藤 武栄	1 6	上田 和一
1 7	味戸 一浩	1 8	二瓶 寿	1 9	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員

名 番

担当地	т	57	担当地	rr.	Þ	担当地	п	E7	担当地	пр
域名	氏	名	域名	氏	名	域名	氏	名	域名	氏 名
西袋	円谷	正美	小塩江	由	安孝	小塩江	安藤	雅裕	西袋	佐藤栄久男
大東	関根	要一								

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員

9 欠席農地利用最適化推進委員

1名 佐藤栄久男

5名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局長 小池文章 主幹兼局長補佐 戸田 正樹 主任主査兼農政係長 三島木 修

産業部農政課 主 事 長谷川 匠

11 議 案

議案第30号 農用地利用集積計画について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 33 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理 について

報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理 について

報告第 28 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第29号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

報告第30号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第31号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の受理につい て

報告第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請処分の取消願出書の 受理について

- 12 その他
- 13 開 会 (午後1時30分)
- 14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15

須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の 規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員 の出席委員数も報告した。 議事録署名委員には、議席番号 12 番 大河原 一英 農業委員と 13 番 吉田 誠次郎 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後2時5分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事 実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和元年7月 日

須賀川市農業委員会

会 長(議長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和元年 第7回総会 令和元年7月16日(火)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第30号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。

議 長 ここで、申請番号第 132 号は、2 番 粟野委員の自己案件ですので「須 賀川市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限」により退席を求め、 先に審議いたします。

(粟野委員 退席)

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第 132 号についての説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長それでは、お諮りいたします。

申請番号第132号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員举手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第 132 号について計画どおり決定することといたします。

議 長 ここで、粟野委員の復席を求めます。

(粟野委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号第 130 号からの説明をお願いします。

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第 130 号からの説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第30号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙 手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 30 号「農用地利用集積計画について」は、計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適 否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明。

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員から お願いいたします。

円谷推進委員 受理番号第48号について説明いたします。

譲渡人の両鈴木氏は姉妹で、農業は行っておらず、譲受人の鈴木 氏が以前から委託されて耕作をしていました。譲渡人の両鈴木氏 が高齢となり、今回、売買の話となったものです。また、譲渡人 と譲受人は遠戚になっております。

許可上何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議を お願いします。

議 長 次に、受理番号第 49 号については吉田推進委員、お願いします。 吉田推進委員 受理番号第 49 号について説明いたします。

> 本件は、今年3月の議案第19号にて審議され許可された案件で、 所有権移転手続き中に、今回の申請地が抜けていることが判明し たための申請です。売買代金については、3月申請の代金に含まれ ているとのことです。追加申請ということですので、特に問題は ないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、受理番号 50 号については小枝農業委員、お願いします。 小枝農業委員 受理番号第 50 号について説明いたします。

> 譲受人の佐藤氏と譲受人の佐藤氏は本家、分家の関係にあります。 譲渡人の佐藤氏が高齢となり後継者もいないため、離農すること

から譲受人の佐藤氏に売買の話をしたところまとまりました。価格についても両者の話し合いにより決まったものです。

許可上、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議 をお願いします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長それではお諮りいたします。

議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 異議なしと認め、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。
- 議 長 次に、議案第32号「農地法第5条第1項の規定よる許可申請適否決 定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 戸田主幹 説明。
- 議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第20号について説明いたします。

譲渡人の渡邊氏と譲受人の柳沼氏は、同じ地区に住む知人関係にあります。今回、譲受人の柳沼氏から資材置き場にしたいとのことで両者の話し合いによりまとまったものです。

概ね現状のままで利用するとのことで、土砂の流失もなく、周辺の農地に影響を及ぼすものはないと思われます。許可上、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長それでは、お諮りいたします。

議案第32号「農地法第5条第1項の規定よる許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員举手)

- 議 長 異議なしと認め、議案第32号「農地法第5条第1項の規定よる許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。
- 議 長 次に、議案第33号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 戸田主幹 説明。
- 議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

安藤推進委員 受理番号第3号について説明いたします。

本件については、この地番に 2 階建て木造住宅が建築されていたもので、農地として認識をしていなかったということです。

今回、別件で測量した結果、農地と判明したもので、現状では農地として復元するのは厳しいことから、宅地への地目変更を行いたいという申請です。委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 議案第33号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 異議なしと認め、議案第33号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。
- 議 長 次に、報告事項に入ります。
 - 〇報告第 26 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 書の受理について」 5 件です。
 - 〇報告第 27 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 書の受理について」 7 件です。
 - 〇報告第 28 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。
 - 〇報告第29号「農地中間管理事業における農地利用配分計画の認可に ついて」2件です。

- 〇報告第30号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 4件です。
- 〇報告第31号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の受理について」 1件です。
- 〇報告第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請処分の取消 願出書の受理について」 1件です。

以上で、本日の提出案件の審議は、すべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

古川委員 「かけはし」 6ページから4ページ、フルカラーとします。

円谷委員 水稲の種子の注文時期であり、須賀川市としての方向性を周知して ほしい。

また、農地中間管理機構に係る物納の可否について、正確な情報提供をお願いしたい。

事務局 担当課へ伝えることとしたい。

議長その他、無ければ、これにて令和元年第7回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。